日本の排出量取引制度整備の動向（上）

－諸外国における排出量取引制度の導入状況・裁判例とともに－

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター　　2025 年 5 月 8 日号

執筆者:
富松 由希子
y.tomimatsu@nishimura.com
藤井 康次郎
k.fujii@nishimura.com
角田 宗信
h.tsunoda@nishimura.com
村本 静
s.muramoto@nishimura.com
横瀬 雄太郎
y.yokose@nishimura.com

1. はじめに

2023 年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下「GX 推進法」といいます。）に基づき、日本政府では、2050 年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めています [1]。2025 年 2 月 25 日には、GX 推進法の一部を改正する法律案 [2]が閣議決定され、先行する諸外国に引き続き、日本においても排出量取引制度の本格稼働に向けた制度整備が加速しています。

2023 年度から開始した GX リーグは、日本における排出量取引制度の段階的発展における第 1 フェーズとして、自主参加型の任意の枠組みでした。この GX リーグでの取組状況を基礎に、第 2 フェーズとして、2026 年度からは排出量取引制度の本格稼働が予定されています [3]。GX 推進法改正案は、排出量取引制度の本格稼働に向けて、法制上の措置を講ずるものです。

---

[1] GX（グリーン・トランスフォーメーション）<https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html>

[2] 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html>

[3] GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-1.pdf>36-37 頁

© Nishimura & Asahi 2025

<日本の排出量取引制度の段階的発展のイメージ[4]>

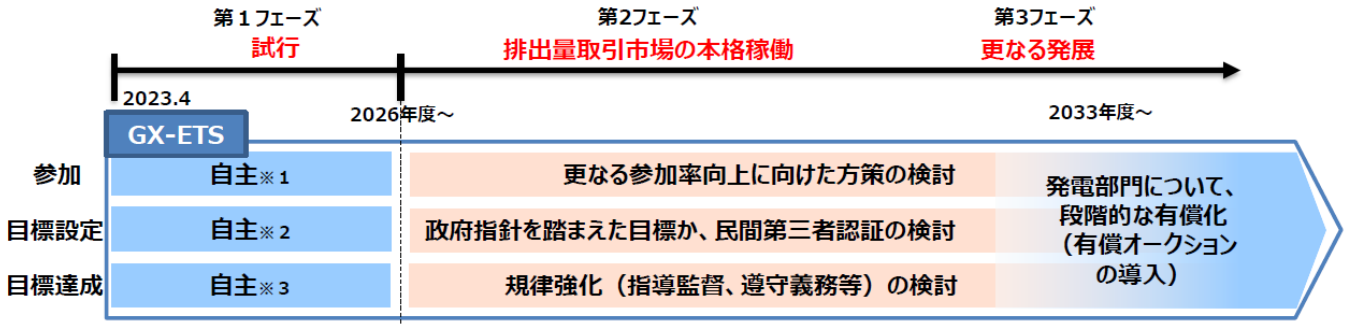

日本の排出量取引制度は諸外国の制度を参考として設計されており、今後の運用や将来的な制度変更に当たっても、諸外国の制度内容や経験が引き続き参照されるものと考えられます。また、グローバル企業においては、温室効果ガス排出削減等のためのパリ協定等を引き続き意識しつつ、進出先の排出量取引制度の概要や動向を適時に把握し的確に対応することが、今後の経営戦略において重要になるものと考えられます。

そこで、本ニューズレターでは、本号（上）で、GX 推進法改正案の概要を簡単に解説した上で、諸外国における排出量取引制度の導入状況について整理し、次号（下）で排出量取引制度を巡る諸外国の裁判例等を紹介します。

2. 日本の排出量取引制度～GX 推進法改正案の概要～

GX 推進法改正案及び 2025 年 2 月に閣議決定された GX2040 ビジョンによれば、現時点で想定されている日本の排出量取引制度の概要は下記表のとおりです。

	概要
制度対象	・ 事業活動に伴う CO2 の年度平均排出量（3 年度中の各年度ごとの CO2 排出量の平均）が政令で定める量以上である事業者（第 33 条第 1 項）。 ・ 対象事業者か否かを判定する排出量の具体的な水準は、CO2 の直接排出量 10 万トンとされている。
排出量の算定・報告	・ 対象事業者は、毎年度、排出量実績量を算定し、当該排出量実績量が適切に算定されていることについて政府からの登録を受けた第三者機関（登録確認機関）による確認を受けた上で、国（経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣）に報告しなければならない（第 35 条第 1 項及び第 2 項）。 ・ 排出量の算定方法に関する詳細なルールは、省エネ法[5]や温対法[6]等の関連制度における考え方を基礎として定めるものとされている。
排出枠の償却	・ 対象事業者は、毎年度 1 月 31 日に、排出量実績量に相当する排出枠をその保有口

[4] GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ 第 1 回 資料 3<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/dai1/siryou3.pdf>6 頁

[5] エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

[6] 地球温暖化対策の推進に関する法律

© Nishimura & Asahi 2025

	座において保有しなければならない（第 36 条第 3 項）。 ・ 経済産業大臣は、毎年度 1 月 31 日に、排出量実績量に相当する排出枠を償却（対象事業者がその保有口座において保有する排出枠の減少を記録することにより、当該排出枠を消滅させること）する（第 37 条第 1 項）。 ・ 償却を受けていない対象事業者は、未償却の排出量について、参考取引上限価格（※）に 1.1 を乗じて得た額の未償却相当負担金を納付しなければならない（第 41 条第 1 項及び第 2 項）。 ※経済産業大臣が毎年度定める、CO2 排出量 1 トンに相当する排出枠の取引価格についてその上限の算定の基礎となる価格をいう（第 39 条第 1 項）。
排出枠の割当	・ 経済産業大臣は、対象事業者に対し、その排出目標量を基礎として実施指針（※）に基づいて算定される量の排出枠を、無償で割り当てる（第 34 条第 1 項）。 ※経済産業大臣が定める排出枠の割当ての実施に関する指針であり、排出枠の割当てに関する基本的事項、排出目標量の設定・排出実績量の算定方法、排出枠の割当てに当たって勘案すべき事項等について定めるものをいう（第 32 条第 1 項及び第 2 項）。 ・ 全量無償割当てとして、実施指針における望ましい排出削減の水準を達成する限りは対象事業者に負担が生じない仕組みとすることとされている[7]。
価格安定化措置	・ 市場での取引価格が高騰している場合や、排出枠の需要に比して市場に供給される排出枠の量が不足する場合等、排出枠の価格が上限価格を上回るおそれがある場合に、償却義務を履行するための追加的な排出枠の調達を不要とする措置として、対象事業者は不足する排出枠に相当する量に参考上限取引価格を乗じた金額を政府に納付することで排出枠を保有しているものとみなされる（第 40 条）。 ・ 下限価格を維持するための担保措置として、排出量取引制度の執行に係る事務の一部を担う GX 推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）が入札（リバースオークション）を実施して、排出枠を一定の範囲で買い取ることを可能とし、それでもなお排出枠の価格が低迷する場合には、割当てに関する基準を厳格化し、需給を引き締めることも検討することとされている。

3. 諸外国における排出量取引制度の導入状況

諸外国においては、2005 年に開始された EU の排出量取引制度（EU-ETS）、2013 年に開始された米国カリフォルニア州の排出量取引制度（Cap and Trade Program）、2015 年に開始された韓国の排出量取引制度（K-ETS）のような制度の導入が先行しており、運用が蓄積されています。日本の排出量取引制度は、これらの諸外国の制度と基本的な構造が共通していますが、特に EU 及び韓国の制度と類似しています。政令・省令・告示やガイドライン等の策定を含む、今後の日本における排出量取引制度に係るルール策定・運用においては、これらの先行する各国の排出量取引制度が参照されると想定されます。

[7] 有償オークションは 2033 年度から開始されますが、有償オークションの対象となる発電事業者については排出枠の一部が有償で割り当てられ、その対価として政府に対して特定事業者負担金を支払うことが求められることとなります。

© Nishimura & Asahi 2025

(1) EU

EU-ETS は、2005 年 1 月に開始されました。根拠法令は 2003 年に発効した EU-ETS 指令[8]です。EU は、試行錯誤しながら制度変更を繰り返しているところ、フェーズごとに段階的に制度を発展させており、対象期間、制度対象及び割当方法の変遷は下記表のとおりです[9][10]。EU-ETS は、世界的に先行する排出量取引制度であり、今後の日本の排出量取引制度の運用実務においても大いに参照されるものと思われます。

	第 1 フェーズ	第 2 フェーズ	第 3 フェーズ	第 4 フェーズ
対象期間	2005～2007 年	2008～2012 年	2013～2020 年	2021～2030 年
制度対象	エネルギー エネルギー多消費産業	航空（2012 年～）	第 2 フェーズの対象にアルミニウム製造、非鉄金属製造等多くの産業を追加。	海運（2024 年～） EU ETS II[11] 建物/道路輸送/小規模産業（2027 年～）
割当方法	無償割当て	主に無償割当て （一部ベンチマーク/オークション）	主に有償オークション 一部無償割当て	主に有償オークション 一部無償割当て

(2) 韓国

K-ETS は、2015 年 1 月に開始されました。根拠法令は、温室効果ガス排出権の割当て及び取引に関する法律（韓国排出権取引法）[12]であり、排出許容量の割当方法、排出枠の管理、取引所の設置等の詳細を定めています。同法に基づき、温室効果ガス排出権の割当て及び取引に関する法律施行令が制定され、必要な細目が定められているほか、排出権取引制度基本計画及び国家排出権割当計画が策定されています。K-ETS のフェーズごとの対象期間、制度対象及び割当方法の変遷は下記表のとおりです。K-ETS の法体系は、日本の排出量取引制度の法体系と類似しているといえます。なお、韓国の企画財政部及び環境部は、既に第 4 計画期間（2026 年～2030 年）及び第 5 計画期間（2031 年～2035 年）を対象とした第 4 次排出権取引制度基

---

8 Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union and amending Council Directive 96/61/EC

9 日本貿易振興機構（ジェトロ）調査部ブリュッセル事務所「EU ETS の改正および EU ETS Ⅱ創設等に関する調査報告書」<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/5042c43437befe8d/20240006rev1.pdf>4 頁も参考に作成。

10 なお、英国は、ブレグジットの移行期間終了（2020 年 12 月 31 日）に伴って EU-ETS から離脱したため、2021 年から、独自の排出量取引制度（UK-ETS）を導入しているところ、このような経緯から、UK-ETS は EU-ETS と共通する点が多くあります。

11 欧州グリーン・ディール戦略の下での政策パッケージ「Fit for 55」の実現の一環として、2023 年に EU ETS 指令が改正され、EU ETS II が導入されることとなりました。EU-ETS II は、これまで脱炭素が困難とされてきた建物、道路輸送、その他の小規模産業に対する燃料供給を規制対象とする新たな排出量取引制度です。

12 韓国における気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法第 25 条において温室効果ガスの排出許容総量を設定し、排出枠を取引する制度を定めるとされているところ、韓国排出権取引法は、同条に基づき、排出量取引制度を導入し、効果的に国家の温室効果ガス削減目標を達成することを目的としています。

© Nishimura & Asahi 2025

本計画[13]を公表しており、今後の動向についても留意が必要です。

	第 1 計画期間	第 2 計画期間	第 3 計画期間
対象期間	2015～2017 年	2018～2020 年	2021～2025 年
制度対象	産業、エネルギー転換、建物、公共・廃棄物、輸送の 5 部門 26 業種	産業、エネルギー転換、建物、輸送、廃棄物、公共・その他の 6 部門 63 業種	産業、エネルギー転換、建物、運輸、公共・その他、廃棄物の 6 部門 69 業種
無償割当割合	100%	97%	90%

(3) 米国

米国においては、連邦レベルで排出量取引制度は導入されていませんが、カリフォルニア州における排出量取引制度（Cap and Trade Program）や米国東部諸州による排出量取引制度（RGGI：Regional Greenhouse Gas Initiative）のように、州レベルで制度が導入・運用されています。

カリフォルニア州の排出量取引制度は、2013 年に開始されました。根拠法令は 2006 年に制定されたカリフォルニア州法である California Global Warming Solutions Act of 2006 です。制度の詳細はカリフォルニア州大気資源局（California Air Resources Board）が 2011 年に策定した規則[14]に定められています。RGGI は、2005 年に米国北部の 7 州間[15]で締結された覚書に基づき、各州において排出量取引制度が 2009 年に開始されました[16]。覚書に基づき各州の排出量取引制度の枠組みを規定するモデル規則（Model Rule）が 2006 年に策定され[17]、参加する各州はモデル規則に基づき立法的措置を講じています。

(4) 豪州[18]

豪州は、2016 年から、大規模な排出事業者を対象に、排出量を一定以下に維持するよう義務付けるセーフガードメカニズム（Safeguard Mechanism）の運用を開始しています。

豪州では、2015 年から、豪州温室効果ガス排出量削減基金（ERF: Emissions Reduction Fund）という、温室効果ガス排出削減プロジェクトによる削減を認証・登録したクレジット（ACCU: Australian Carbon Credit Units）を政府が事業者等から買い取る制度が導入されていました。セーフガードメカニズム

---

13 韓国語原文については、こちらのリンクから閲覧可能です<https://www.me.go.kr/home/web/policy_data/read.do?menuId=10262&seq=8383>。

14 California Cap on Greenhouse Gas Emissions and Market-Based Compliance Mechanisms Regulation

15 コネチカット州、デラウェア州、メイン州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューヨーク州及びバーモント州

16 制度開始後、参加州に変遷があり、本ニューズレター執筆時点において、コネチカット州、デラウェア州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ロードアイランド州及びバーモント州が参加しています。なお、ペンシルベニア州が参加を表明していますが、参加を争う訴訟が係属中であり、バージニア州が脱退を表明しましたが、脱退を争う訴訟が係属中です。

17 モデル規則については、これまでに 2 回の見直しが行われ、現在、3 回目の見直しが行われています。現時点の最新版は 2017 年版<https://www.rggi.org/sites/default/files/Uploads/Design-Archive/Model-Rule/2017-Program-Review-Update/2017_Model_Rule_revised.pdf>です。

18 日本エネルギー経済研究所「豪州セーフガードメカニズム」<https://eneken.ieej.or.jp/data/11633.pdf>を参考にしています。

© Nishimura & Asahi 2025

は、企業の排出量を抑制する新たな措置として導入されたものであり、年間の温室効果ガス排出量が一定以上の施設を対象として、政府が排出許容値を設定し、その遵守を管理する制度です。なお、豪州については、欧州、韓国及び米国（州レベル）の制度と比較すると、割当て方法等の側面で、やや異質な面があります。

4. おわりに

排出量取引制度は、横断的に幅広い業種の事業者を対象とするものであり、事業者に対する脱炭素に向けた取組みへのインセンティブ付けと、事業者の負担や国際競争力の維持・向上等のバランスを踏まえた慎重な設計・運用が求められるものと考えられます。

実際、政府は、排出量取引制度については、諸外国の例を見ても、制度設計当初に想定していた経済状況・社会情勢等からの乖離が生じ、排出枠の需給の見通しに大幅な変化が生じる等、制度設計の変更が必要となることが想定されるため、継続的に制度の点検を行っていくことが重要であるとした上で、対象事業者の範囲、排出量の割当てに関する実施指針、排出量取引市場に関する規律の在り方等について、不断の見直しを実施していくとしているところです[19]。

このような政府の姿勢も踏まえると、日本の排出量取引制度は、今後、試行錯誤を経ながら、段階的に発展していくものと想定されますが、この過程においては、諸外国の制度の動向や経験が大いに参照されるものと思われます。このため、日本の排出量取引制度の今後の展開を見据える観点からは、諸外国の制度動向をフォローしていくことが有意義であると考えられます。

次号では、諸外国における排出量取引制度に関する裁判例等をご紹介します。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

[19] GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～ 47 頁

© Nishimura & Asahi 2025